

令和 8 年度「くまもと水ブランド」魅力発信事業
基本仕様書

1 業務名

令和 8 年度「くまもと水ブランド」魅力発信事業

2 業務の目的

本市は市民の水道水のすべてを地下水で賄っており、日本全国でも他に例がない、世界に誇る地下水都市であるということを軸に、「美肌の湯 植木温泉」をフックとした水資源のブランド化に向けたプロモーションを行うことで、植木温泉の認知度向上と新たな観光誘客に向けたブランディングを進めるとともに、改めて市民へも植木温泉の魅力を発信することを目的とする。

3 履行場所

委託者が指定する場所

4 履行期間

契約締結日から令和 9 年（2027 年）3 月 26 日まで

5 業務内容

（1）水資源魅力発信イベントの企画及び運営

ア 概要

本市の清らかで豊かな水資源の魅力を広く発信するため、地下水の魅力を楽しみながら体感できる体験型イベントを開催するもの。

イ 開催場所

合志川河川公園（予定）
（熊本市北区植木町伊知坊字日渡 333- 3 外）

ウ 開催日時

令和 8 年 12 月 12 日（土）、13 日（日）
午前 11 時～午後 5 時（予定）

エ 内容

- ・幅広い世代が地下水の魅力を楽しみながら体感できる企画を実施すること。
- ・体験企画のうち、植木温泉のお湯を使用した手湯、足湯のほか、集客につながる目玉となる企画を提案すること。
- ・本市の豊かな地下水によって育まれた農産物や地下水のPRにつながる食などについて販売ブースを設けること。
- ・イベントの来場者が、当日または後日に植木温泉に足を運ぶきっかけとなる企画を実施すること。
- ・イベント会場の設営、撤去を含めた管理運営を行うこと。

(2) 植木温泉の魅力及び回遊性の向上

ア 概要

(1) のイベント会場や令和8年12月11日(金)から12月25日(金)の夕方から夜間にかけて開催予定の「植木温泉 湯幻灯 2026」の会場と、植木温泉の各旅館を楽しみながら回遊できる企画を提案すること。

イ 実施期間

令和8年12月11日(金)から12月25日(金)

ウ 内容

- ・湯幻灯会場と植木温泉の各旅館を灯りの装飾等(例:提灯など)で結ぶなど、米塚橋などを含めた植木温泉エリア一体で夜間帯を含めた魅力創出を行うとともに、回遊性の向上を図ること。
- ・終了後、制作物については市に帰属するものとする。
- ・なお、植木温泉の各旅館とは、植木温泉観光旅館組合の10施設を想定している。

(3) 植木温泉出張体験イベントの企画及び運営

ア 概要

「熊本の奥座敷」として古くから親しまれてきた植木温泉について、改めて市民に対し泉質等の魅力を広く周知するため、街なかや大型ショッピングモール等での手湯や足湯体験を行うイベントを企画すること。

イ 実施期間

令和8年11月から令和9年2月末(予定)

ウ 実施回数

3日間程度(開催日・開催会場は3日間とも別の日、別の場所で実施)

エ 内容

- ・街なかや大型ショッピングモール等の人通りの多い場所で、植木温泉のお湯を使用した手湯や足湯体験等を実施すること。
- ・実施にあたっては、植木温泉観光旅館組合とも連携し、お湯の配送、必要な機材の調達等について調整を行うこと。
- ・体験イベントの参加者が、植木温泉へ足を運ぶきっかけとなる企画を実施すること。

(4) 周知広報

本イベントについて来訪意欲を促すため、SNSを活用するほか、チラシなどを制作し、広く周知広報を図ること。

(5) 効果測定

事業の実施に伴い、アンケートの徴取を行うなど、参加者の情報をはじめ、性別や年齢層等について最も適した方法で効果測定を行い、業務終了後に全体を通した報告書による結果報告を行うこと。

6 提案上限額

10,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

7 著作権に係る留意事項

- (1) 本業務実施に当たり、第三者（熊本市及び受託業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (2) 本業務で制作した成果品及び委託業務実施に当たり新たに制作、撮影したもの等に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）については熊本市に帰属するものとし、本業務以外の業務に使用する場合がある。
- (3) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら熊本市の責に帰する場合を除き、受注者は、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

8 守秘義務

受託者は、委託者が承認した場合を除き、業務上知り得た情報を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

なお、本業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

9 一般事項

- (1) 受託者は、委託者、関係者及び関係機関等と十分に調整のうえ、連携を密にしつつ、効率的、効果的に業務を進めること。
- (2) 受託者は、委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合には、速やかに提出すること。
- (3) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により市に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。
- (4) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。
- (5) 本業務の実施に当たり疑義が生じた場合や、この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者、受託者協議の上、業務を進めること。

10 事業実施報告

(1) 業務実施報告書 1部

本業務における各業務内容の実施状況・結果及び作成資料等を取りまとめた業務実施報告書を作成すること。

(2) その他、実績を報告するのに必要なデータ（画像など）

(3) 報告書電子データ（PDF及びMicrosoft office WordまたはExcel、PowerPoint）

※電子データについては電子記録媒体に(1)及び(2)を格納のうえ、提出すること。

11 その他

業務内容の詳細については、相手方選定後、熊本市と協議して決定する。